

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和4年(2022年)1月15日

(2) 事故発生場所

東京都中野区南台五丁目15番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集作業のため、上記(2)の事故発生場所に清掃車を停車し、当該作業を終えて当該清掃車を発進させたところ、当該清掃車の右側前部が当該清掃車の右側前方を歩いていた相手方に接触した。この事故により、相手方は左肩打撲及び頸椎捻挫の傷害を負った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害34,658円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和4年(2022年)5月2日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が当該清掃車を発進させる際に安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計34,658円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和3年(2021年)2月14日

(2) 事故発生場所

東京都中野区新井四丁目21番先路上

(3) 事故発生状況

相手方は、上記(2)の事故発生場所の区道を歩行中に、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに足を取られて転倒した。この事故により、相手方は左大腿骨頸部骨折の傷害を負った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害579,290円のうち、双方の過失割合(相手方5割、区5割)に従い、289,645円について相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和4年(2022年)5月18日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上のアスファルト舗装が剥離した部分が補修されていなかったことにより生じた事故であり、過失割合(相手方5割、区5割)に基づく区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は治療費、傷害慰謝料等の合計579,290円であり、区の過失割合は5割であることから、区の損害賠償額は289,645円である。

7 事故後の対応について

(1) 上記2(2)の事故発生場所のアスファルト舗装の剥離部分を補修し、くぼみを解消した。

(2) 区内全域の区道の路面状況を確認し、必要な補修を行った。